補欠選挙に伴う在外選挙の実施について
（平成２６年４月）
衆議院議員補欠選挙（鹿児島県第２区）

平成２６年４月７日

衆議院鹿児島県第２区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。
在外選挙登録の申請手続きについて知りたい方はこちら。

１　補欠選挙の対象選挙区

●衆議院鹿児島県第２区：鹿児島市（魚見町，卸本町，小原町，上福元町，錦江台一・二・三丁目，希望ヶ丘町，喜入瀬々串町，喜入中名町，喜入生見町，喜入前之浜町，喜入町，喜入一倉町，五ヶ別府町，小松原一・二丁目，皇徳寺台一・二・三・四・五丁目，桜ヶ丘一・二・三・四・五・六丁目，坂之上一・二・三・四・五・六・七・八丁目，下福元町，自由ヶ丘一・二丁目，慈眼寺町，清和一・二丁目，谷山港一・二・三丁目，谷山中央一・二・三・四・五・六・七・八丁目，中山町，中山一・二丁目，東開町，南栄一・二・三・四・五・六丁目，七ツ島一・二丁目，西谷山一・二丁目，東谷山一・二・三・四・五・六・七丁目，光山一・二丁目，平川町，星ヶ峯一・二・三・四・五・六丁目，山田町，和田一・二・三丁目），指宿市，奄美市，南九州市（旧頴娃町域），大島郡

２　投票することができる方

●　上記１の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

３　在外選挙の日程

○ 告示日，　　：平成２６年４月１５日（火）
○ 在外公館投票日，　　：平成２６年４月１６日（水）
○ 日本国内の投票日：平成２６年４月２７日（日）

４　投票方法，

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るにはこちら。

在外公館投票

投票日時：４月１６日（水）午前９時３０分から午後５時まで
投票場所：在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所など
持参すべき書類：（１）在外選挙人証　（２）旅券等の身分証明書
在外公館投票を実施する公館：こちらをご覧ください

郵便等投票

（１）郵送に必要な日数を考慮して早めに，上記１に記載されている市区町村のうち，ご自身が登録している市町村の選挙管理委員会の委員長に対して，直接，投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は，こちらからダウンロードしてくださ

い。
（２）投票用紙が送られてきたら、投票用紙に投票する候補者名を記入して，上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。
（３）国内投票日の４月２７日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後８時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後３か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。